

○外務省告示第二百二十四号

平成二十五年三月六日、国際連合安全保障理事会において、ソマリア情勢に関し、制裁対象者の指定基準の更新等を決定する次の決議が採択された。

平成二十五年六月二十八日

外務大臣 岸田 文雄

(訳文)

二十三年三月六日に安全保障理事会がその第六千九百二十九回会合において採択した決議第二千九百三十三号(二十三年)

安全保障理事会は、

ソマリア情勢に関する従前の決議及びソマリア情勢に関する議長声明、特に決議第七百三十三号(千九百九十二年)、第四百二十五号(二十二年)、第七百七十二号(二十七年)、第二千三百六十六号(二十二年)及び第二千七百三十三号(二十二年)を想起し、

事務総長及びその特別代表、並びに二人のアフリカ連合(AU)委員会委員長及びその特別代表を含むAU並びに他の国際的及び地域のパートナーとの協力に対する完全な支持を改めて表明し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立及び統一の尊重を再確認し、過去一年間にソマリアにおいて達成された著しい進展を認識し、ソマリア情勢の包括的及び永続的な解決に対する理事会の約束を改めて表明し、

ソマリアにおける永続的平和及び安定に対するアフリカ連合ソマリア・ミッション(AMISOM)の貢献を称賛し、モガディシユ、及びキスマヨを含むソマリア中南部の他の地域における治安情勢の改善においてAMISOMが果たしている重要な役割(特に軍事上及び警察上の役割)に留意し、ブルンジ、ジブチ、ケニア、ナイジェリア、シエラレオネ及びウガンダ各政府がAMISOMに部隊、警察及び装備の供与を継続的に約束していることに対して評価を表明し、AMISOM部隊が払った重大な犠牲を認識し、

ソマリア連邦政府に対し、AMISOM及び国際的パートナーの支援を得て、AMISOM及びソマリア連邦政府治安部隊によって安全を確保された地域において治安を定着させ法の支配を確立するよう要請し、モガディシユ及びアル・シャバブの管理から回復した地域の両方において、持続的、正統かつ代表性のある地方統治及び治安機構を構築する重要性を強調し、全ての関係当局に対し資源管理において高い水準を維持するよう奨励し、これらの分野においてソマリア連邦政府に対する国際連合の迅速かつ増大された支援の必要性を改めて表明し、

ソマリア連邦政府の治安部隊の能力構築の重要性を強調し、この関連で、ソマリアの長期的安定及び安全のために非常に重要であるソマリア治安部隊の再創設、訓練、装備提供及び維持の重要性を再確認し、現在進行中の欧州連合訓練ミッション(EUTM)及び他の能力構築計画に対する支持を表明し、国際社会からの調整され時宜に合った持続的な支援の増大の重要性を強調し、

武装した反対集団及び外国人武装者、特にアル・シャバブによる、ソマリア機関、AMISOM、国際連合委員及びその施設、報道関係者並びに文民たる住民に対する全ての攻撃への理事会の強い非難を改めて表明し、ソマリアの不安定化に関与している外国人武装者を含むそのような集団は、ソマリア、地域及び国際社会に対するテロの脅威を構成していることを強調し、ソマリアにおいてはテロリズム又は暴力的な過激主義が存在する余地はないことを強調し、全ての反対集団に武器の放棄を求める理事会の要請を改めて表明し、

ソマリアにおいて人道危機が現在も継続していること及びそのソマリア国民に対する影響に懸念を表明し、脆弱な住民に対して救命支援を提供する国際連合人道機関及び他の人道関係者の取組を称賛し、人道支援のいかなる濫用及び妨害をも非難し、支援を必要とする全ての人への全ての人道関係者の完全で、安全な、独立した、時宜に合ったかつ障害のないアクセスの重要性を強調し、更に国際的人道支援における適切な会計の重要性を強調し、

武力紛争下の文民の保護に関する決議第一千二百六十五号(千九百九十九年)、第一千二百九十六号(二十年)、第十六百七十四号(二十六年)、第一千

七百三十八号(二十六年)及び第八百九十四号(二十九年)、女性、平和及び安全に関する決議第一千三百二十五号(二十年)、第八百二十号(二十八年)、第八百八十八号(二十九年)、第八百八十九号(二十九年)、及び第九百六十号(三十年)、武力紛争下の報道関係者の保護に関する決議第七百三十八号(二十六年)、並びに児童及び武力紛争に関する決議第六百二十二号(二十五年)、第八百八十二号(二十九年)、第九百九十八号(二十一年)及び第二千六百八十八号(二十二年)を想起し、児童及び武力紛争に関する事務総長報告及び安全保障理事会の児童及び武力紛争作業部会が支持したその結論に留意し、

ソマリアにおける国際連合及びアフリカ連合の展開及び関与に関する両者による戦略的再検討並びに両機関が比較優位及び明確な役割分担に基づき協力を強化する決定を行ったことを歓迎し、両機関が、相互の、並びにソマリア連邦政府、他の地域機関及び加盟国との調整を改善する重要性を強調し、

ソマリア連邦政府による新たな国家安全保障戦略の策定を歓迎し、アル・シャバブ及びその他の不安定化行為者が依然として及ぼす脅威に鑑み、その履行を加速するよう要請し、ソマリアの国家治安部隊の構成を更に定義し、AMISOM及び支援国の治安部門による支援の優先順に指針を与えるために能力格差を特定し、国際的支援国コミュニティとの協力分野について示唆を与えることの重要性を強調し、ソマリア連邦政府の治安部門改革を支援することに国際社会の意図に留意し、

ソマリア連邦政府が、その国民を保護し自身の国家治安部隊を構築する責任を有することを認識し、これらの部隊は包含的でソマリアを代表するものであり、かつ国際人道法及び人権法上の義務を完全に遵守して行動すべきことに留意し、ソマリア連邦政府がこれを達成することを支援するという国際的パートナーの意図を再確認し、

ソマリアにおいて人権を改善するとのソマリア連邦政府の約束を歓迎し、司法手続を経たいない裁判外の殺害、女性、児童及び報道関係者に対する暴力、恣意的拘禁及び国内避難民キャンプ内での性的暴力の蔓延を含む人権侵害の報告に懸念を表明し、不処罰の終了、人権の堅持及びこうした犯罪を実行する者の責任を問うことの必要性を強調し、

ソマリア及び国連による木炭輸出禁止措置に対する違反が継続しているとの報告に懸念を表明し、この問題に関するソマリア大統領のタスクフォースを歓迎し、木炭の問題の解決のため、緊急に評価を行い、勧告を行う必要性を認識し、

ソマリア・エリトリア・モニタリング・グループ(SEMG)に対する完全な支持を強調し、同グループがその任務を遂行する上で、全ての加盟国及び同グループを支援する全ての適切な国連機関から完全な支援を与えられることの重要性を想起し、

ソマリアにおける事態が、国際的平和と安全に対する脅威を引き続き構成していることを決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

AMISOM

1 AMISOMは、国際人道法及び人権法上の義務を完全に遵守し、かつソマリアの主権、領土保全、政治的独立及び統一を完全に尊重して、以下の任務を遂行するため、全ての必要な措置をとることが認められており、アフリカ連合(AU)加盟国がその展開を二十四年二月二十八日まで継続することを承認することを決定する。

(a) ソマリア全土において実効的かつ正統な統治を行うための条件を確立するために、二十二年一月五日のAMISOM戦略コンセプトに定める四地区での展開を維持し、これらの地区において、ソマリア連邦政府治安部隊と調整し、アル・シャバブ及び他の武装した反対集団がもたらす脅威を軽減すること。これには、適当な場合には、国際連合と調整して、一時的な措置として、離反者を受け容れることを含む。

- (b) ソマリア和平及び和解プロセスに関与する全ての者の移動の自由、安全通行及び保護を支援することにより、ソマリアにおける対話と和解を支援すること。
- (c) ソマリア連邦政府がその政府としての機能を遂行することを援助するための保護及び重要インフラへの警備を、必要に応じ提供する。
- (d) AMISOMの能力の範囲内で、かつ他の関係当事者と調整の上、共同作戦を含むソマリア連邦政府治安部隊の訓練及び指導を通じて、ソマリア国家安全保障計画の履行を支援すること。
- (e) 要請に応じかつ能力の範囲内で、人道支援の提供のために必要な治安環境の醸成に貢献すること。
- (f) 既存の文民能力の範囲内で、国際連合と協力して、ソマリア連邦政府がアル・シャバブから回復した地域において国家権限を拡大することを支援すること。
- (g) AMISOMの要員、施設、設備、装備及び任務を防護し、AMISOM要員及び安全保障理事会によって与えられた任務を遂行している国際連合要員の安全及び移動の自由を確保すること。
- 2 国際連合を含む国際社会から集まった人員に対して警備、護衛及び防護の任務を提供するため、AMISOMに認められた部隊規模の範囲内で、適切な規模の護衛部隊を更なる遅滞なく創設するという決議第二三三六号(二十二年)9の規定の要請を改めて表明し、AUに対して、安全保障理事会に対する次の報告の詳細において、その創設に向けた進展及び予定表の詳細を提供するよう要請する。
- 3 事務総長に対し、AMISOM戦略コンセプト及びAMISOM作戦構想の履行に関するものも含め、AMISOMの計画及び展開に関する技術的、管理上の及び専門的な助言を国際連合アフリカ連合事務所を通じて、AUに対して提供することを継続するよう要請する。
- 4 事務総長に対し、決議第二千十号(二十一年)10、11及び12の規定、決議第二三三六号(二十二年)4及び6の規定並びに決議第二千七百三十三号(二十二年)2の規定で言及されたAMISOMに対する兵站支援パッケージを、二十四年二月二十八日まで、最大で一万七千七百三十一人の制服要員分提供することを要請する。これにあたっては、決議第九百十号(二十二年)4の規定に定めるとおり、国際連合資金の支出に関する説明責任及び透明性を確保し、人権への相応な注意に関する事務総長の政策の要件に合致して行うものとする。
- 5 AMISOMに対する兵站支援に関する決議第二三三六号(二十二年)6の規定及び決議第二千七百三十三号(二十二年)2の規定を改めて表明する。
- 6 AMISOMに提供される資源、特に部隊、文民要員及び装備の数量に関する透明性及び適切な説明責任に係る決議第二三三六号(二十二年)5の規定の要請を想起し、国際連合AMISOM支援事務所(UNSOA)に対し、AUと協力して、AMISOMの一部として展開されている部隊、文民要員及び装備の数量を検証するよう要請する。
- 7 新規及び既存の支援国に対し、部隊俸給、装備品、技術的支援及び国連AMISOM信託基金を通じてAMISOMへの無条件の資金の提供を通じて、AMISOMを支援するよう要請し、AUに対して、最近AUがアフリカ主導マリ国際支援ミッションに対して行ったように、AU自身の分担金を通じてAMISOMへの資金提供を検討するよう要請する。
- 8 AUに対し、この決議の採択から九十日毎に事務総長に報告書を提出することを通じて、引き続き安全保障理事会に対してAMISOMの任務の履行について定期的に報告するよう要請する。
- 9 作戦中に文民の死傷者を減少させることに關してAMISOMが果たした進展を歓迎し、AMISOMに対して、文民の死傷者の発生を防止する取組を強化するよう要請する。
- 10 AMISOMに対し、AU平和・安全保障理事会が要請したとおり、文民の保護に対して効果的な取組を更に策定するよう奨励する。
- 11 文民死傷者追跡分析対応室(CCTARC)を設置するとのAMISOMの約束を想起し、その設置の重要性を強調し、AMISOMに対し、CCTARCの設置に関する進展につき報告するよう要請し、国際社会の支援国及びパートナーに対し、CCTARCの設置に向けて更なる支援を行うよう要請する。
- 12 AMISOMに対し、その拘束下にあるいかなる被拘束者も、国際人道法及び人権法の下でAMISOMが負っている義務に厳格に従って取り扱われることを確保するよう要請する。
- 13 AMISOMに対し、AMISOM内部において児童及び女性の保護を主流化するために既存の文民部門の中に児童保護顧問一名及び女性保護顧問一名を配置することを求め、その活動及び作戦において、児童及び女性の保護を強化するよう要請する。
- 14 AMISOMに対し、平和維持の文脈における性的搾取及び虐待に関する国際連合不寛容政策に合致した政策を適用することにより、性的暴力並びに性的搾取及び虐待を防止するための適当な措置をとるよう要請する。
- 15 AUに対し、不正行為の申立を受け付けて追跡し、要員提供国と共に調査結果及び適用可能な懲戒処分に関して事後も関心を払うことに關する明確な制度を含め、不正行為の申立に組織的に対処する制度を設置するよう要請し、国際連合に対し、この取組においてAUに助言し指針を提供するよう要請する。
- 16 ソマリア政府がソマリア離脱闘員対処国家計画を策定したことを歓迎し、適切な人権保護措置の必要性に留意し、加盟国に対し、資金の提供を通じて同計画を支援するよう奨励する。
- 17 国際連合の戦略的再検討
- 18 事務総長による、国際連合のソマリアにおける展開及び関与に関する再検討を歓迎する。
- 19 国際連合ソマリア政治事務所(UNPOSS)はその任務を完了しており解散されるべきであるとの事務総長の見解に同意し、さらに、UNPOSSが可及的速やかに新たな拡大した特別政治ミッションによって代替されるべきであるとの見解に同意する。
- 20 ソマリアの環境は国際連合平和維持活動の展開には未だ適切ではないとの事務総長の見解に同意し、事務総長に対し、国際連合平和維持活動の展開が適切であると判断することができる時期に関する基準の設定を含め、この問題を継続的に再検討するよう要請し、事務総長の安全保障理事会に対する定期報告の一環として、この情報を受領することを期待する。
- 21 UNSOAは新たな国際連合ミッションの枠組みに統合されるべきことを決定し、UNSOAの長は、AMISOM兵站支援パッケージの提供について引き続きフィールド支援局に報告し、また、新たな国際連合ミッションへのロジ支援及び新たな国際連合ミッションの任務に關連してUNSOAの機能から生じる政策的又は政治的問題について、事務総長特別代表に報告するものとする。
- 22 二十一年一月一日までに、AMISOMと並行して活動する新たな国際連合ミッションに統合されたものとして、事務総長特別代表兼常駐・人道調整官(DSRSG/RCH)の職位が設置されることを要請し、その間に、事務総長に対し、即時の効力をもって、国際連合カントリー・チームの全ての適切な活動が、人道支援の人間性、公正性、中立性及び独立性を保ちつつ、共同チーム及び共同戦略を通じてのものを含め、新たな国際連合ミッションと完全に調整されることを確保するよう要請し、さらに、事務総長に対し、国際連合カントリー・チーム及び新たな国際連合ミッションの業務を統合するために取る措置について、九十日毎に報告書を提出することにより、安全保障理事会に定期的に報告するよう要請する。
- 23 事務総長に対し、下記に規定する基本原則に基づき、ソマリア連邦政府、AU、地域機関及び加盟国と完全に協力して、新たな国際連合ミッションの実施に関する技術評価ミッションを実施するよう要請する。
- (a) 国家建設及び平和構築の課題におけるソマリアのオーナーシップを強化すること。
- (b) 和解、選挙及び連邦制度の効果的な実施を含め、政府に対して、伝統的な国際連合のあつせん機能及び支援を提供すること。
- (c) このミッションが、大幅に強化された治安及び法の支配に関する能力を持つことを通じてを含め、治安、安定化、平和構築及び国家建設に關し、戦略的及び政策的助言を提供すること。

- (d) ソマリア連邦政府が署名した児童及び武力紛争に関する二つの行動計画の履行を支援し、性的、ジェンダーに基づく、及び紛争に關係する暴力並びに児童に対する侵害を含む、人権に関する監視、報告及び能力構築へ助力すること。
- (e) ソマリア連邦政府が、治安部門改革に関する国際支援を管理し特別に調整する取組を支援すること。
- (f) ソマリア連邦政府に対し、国連コントリ・チームと協力し、上記21の規定の取決めに従い、統合された政策的助言及び支援を提供すること。
- 23 新たなミッションはモガディシユに本部を置くべきこと、また治安状況が許容するにつれてさらにソマリアへ広く展開すべきことを強調し、同ミッションが保護される方法について、事務総長に対して助言を要請する。
- 24 事務総長に対し、国際連合のAUとの役割分担を含め、二十三年四月十九日までに技術評価ミッションの結果について理事会に報告するよう要請し、その後、理事会は公式に新たな特別政治ミッションの任務を承認する。新たな国際連合ミッションは、二十三年六月三日までに展開すべきことを強調する。
- 25 従前の決議第千二百六十五号(千九百九十九年)、第千二百九十六号(二十二年)、第千六百七十四号(二十六年)、第千七百三十八号(二十六年)及び第千八百九十四号(二十九年)、女性、平和及び安全、児童及び武力紛争、平和維持に関する全ての決議並びに關係する全ての議長声明を想起する。
- 26 ソマリアにおける文民に対する全ての攻撃を非難し、国際人道法及び人権法に違反して行われる、女性及び児童並びに人道要員を含む文民に対して行われる性的及びジェンダーに基づく暴力又は虐待を含む全ての暴力行為の直ちの停止を要請し、ソマリアの全ての当事者が、特にいかなる無差別の攻撃又は過度な武力の行使をも避けることにより、敵対行為の影響から文民たる住民を保護する義務に従うべき責任を強調し、不処罰の終了、人権の堅持及び犯罪を実行する者の責任を問うことの必要性を強調する。
- 27 ソマリア国家治安部隊が、性的暴力を行ったとの申立があった場合にその責任を問うとのソマリア大統領の約束を歓迎し、ソマリア連邦政府に対し、国際連合と協力して、性的暴力に關する同政府のタスク・フォースを始動させ、性的暴力を防止よう要請し、ソマリア連邦政府がそのような行為を実行したいかなる者をも司法手続にかけるため全ての適切な措置をとる必要性を強調する。
- 28 国内避難民(IDP)キャンプ及び居住地における治安状況に懸念を表明し、武装集団及び民兵を含む全ての当事者による、性的暴力を含む、全ての人権侵害及び虐待を非難し、IDPキャンプの保護の強化を要請する。
- 29 武力紛争における文民の強制移送を禁止する関連規定を想起し、この文脈において、国際人道法及び他の適用可能な国際法を完全に遵守することの重要性を強調する。
- 30 報道関係者の保護、報道関係者に対する暴力の防止及びそのような行為を行った者が処罰を免れることの戦いに関するソマリア連邦政府の義務を想起する。
- 31 紛争の予防及び解決並びに平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和及び安全の維持及び促進のための全ての取組における女性の参加の重要性を強調し、ソマリア連邦政府に対し、ソマリアの機関の全ての意思決定レベルにおいて女性の代表性を増大することを引き続き促進するよう要請する。
- 32 児童に対する重大な侵害の報告を強く非難し、ソマリア政府に対し、緊急に処理を要する事項として、児童の殺傷を根絶するための二十二年八月六日に署名された行動計画及び児童兵の徴兵及び使用を終了させるための二十二年七月三日の行動計画の履行を要請し、ソマリア連邦政府がそのような行為を行っていないかなる者をも司法手続にかけるために適切な措置をとることの必要性を強調する。
- 33 武器禁輸
この決議の採択の日から十二カ月の期間、決議第七百三十三号(千九百九十二年)5の規定で課され決議第千四百二十五号(二十二年)1及び2の規定で更に詳細に定められた措置は、
- 34 この決議の付属書に列記する品目の輸送に関する場合を除き、ソマリア連邦政府の治安部隊の発展及びソマリア国民への治安の提供のみを目的とした武器又は軍事装備の輸送若しくは助言、支援又は訓練の提供には適用されないことを決定する。
- 35 ソマリア連邦政府の治安部隊の発展のためのみを目的として売却又は提供された武器又は軍事装備は、ソマリア連邦政府の治安部隊に勤務していないいかなる個人又は団体に対しても転売、移転又はその用に供してはならないことを決定する。
- 36 国家に対し、決議第七百三十三号(千九百九十二年)5の規定で課され決議第千四百二十五号(二十二年)1及び2の規定で更に詳細に定められた措置の対象とならない品目のソマリアに対する直接又は間接の提供、販売又は移転に対して警戒を実施するよう要請する。
- 37 決議第七百三十三号(千九百九十二年)5の規定で課され決議第千四百二十五号(二十二年)1及び2の規定で更に詳細に定められた措置は、国際連合ソマリア政治事務所又はその後継ミッションを含む国際連合要員を支援し又はその使用に供することのみを目的として行われる武器又は軍事装備の輸送又は支援の提供には、適用されないことを決定する。
- 38 ソマリア連邦政府は、この決議の33の規定で許可されるソマリア連邦政府の治安部隊のためのみを目的とする武器又は軍事装備の輸送若しくは支援の提供を行う場合には、少なくとも五日前に、決議第七百五十一号(千九百九十二年)及び第千九百七号(二十九年)に基づき設置された委員会に対して、同委員会のための情報と
- 39 ソマリア連邦政府に対し、この決議採択の日から一カ月以内、及びその後は六カ月毎に、下記について安全保障理事会に報告するよう要請する。
(a) ソマリア連邦政府の治安部隊の構成。
(b) ソマリア連邦政府の治安部隊が行う軍事装備の安全な保管、登録、維持及び分配を確保するために設置されているインフラ。
(c) ソマリア連邦政府の治安部隊による武器の登録、分配、使用及び保管のための手続及び行動規範並びにこの関連における訓練の必要性。
- 40 この決議39(b)及び(c)の規定に定める分野での改善を達成するためにソマリア連邦政府に対して支援を提供する能力を有する国家及び地域機関に対して、ソマリア連邦政府と十分に調整して、そのような支援を提供するよう要請する。
- 41 理事会が、ソマリア連邦政府の治安部隊の能力形成及びソマリア国民への治安の提供を目的とするこの決議33に定める規定の適切性に係るいかなる再検討を行うことも支援するため、SEMGに対し、SEMGによる委員会に対する報告の中に、39(b)及び(c)の規定に定める分野で得られた進展についての評価及び民兵を含む他の集団への不適切な分配又は販売についての評価の両方を含めるよう要請し、更にモニタリング・グループに対し、ソマリアへの武器、軍事装備及び支援の輸送を監視する自身の能力について報告するよう要請する。
- 42 この決議の日付から十二カ月以内に、この決議の33から41の規定の影響につき再検討を行うことを決定する。

43

決議第千八百四十四号(二千八年) 1、3及び7の規定は、委員会により次のとおり指定される個人に適用されること、並びに上記3及び7の規定は、委員会により次のとおり指定される団体に適用されることを決定する。

(a) ソマリアにおける和平と和解プロセスを脅かす行為又はソマリア連邦政府若しくはAMISOMを武力により脅かす行為を含め、ソマリアの平和、安全及び安定を脅かす行為に関与し又は支援を提供する者。

(b) 決議第七百三十三号(千九百九十二年) 5の規定で課され、決議第千四百二十五号(二千二年) 1及び2の規定で更に詳細に定められ、かつこの決議の33から38の規定によって修正された武器禁輸に違反して行動した者又はこの決議の34の規定に定める武器の転売及び移転に係る禁止に違反して行動した者。

(c) ソマリアへの人道支援の提供又はソマリアにおける人道支援へのアクセス若しくはその提供を妨害する者。

(d) 適用可能な国際法に違反して、ソマリアにおける武力紛争で児童を徴兵又は使用している政治的又は軍事的指導者である者。

(e) 殺傷、性的及びジェンダーに基づく暴力、学校及び病院に対する攻撃並びに誘拐及び強制的失踪を含め、武力紛争において児童及び

44 女性を含む文民を標的とした攻撃に係りしてソマリアにおいて適用可能な国際法に違反した責任を有する者。

45 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

附属書

1 携帯式地对空防衛システム(MANPADS)を含む地对空ミサイル。

2 十二・七ミリメートル以上の口径を持つ砲、榴弾砲及び大砲、並びに特にこれらのために設計された弾薬及び構成部品(これには、ロケット推進擲弾(RPG)又は軽対戦車兵器(LAW)のような、肩から発射する対戦車ロケット発射機、小銃擲弾、又は擲弾発射機は含まない)。

3 八十二ミリメートル以上の口径を持つ迫撃砲。

4 対戦車誘導ミサイル(ATGM)を含む対戦車誘導兵器、及び特にこれらの品目のために設計された弾薬及び構成部品。

5 エネルギー物質を内蔵する軍事用途目的の爆発物及び装置、地雷及び関係物資。

6 暗視能力を持つ武器照準器。